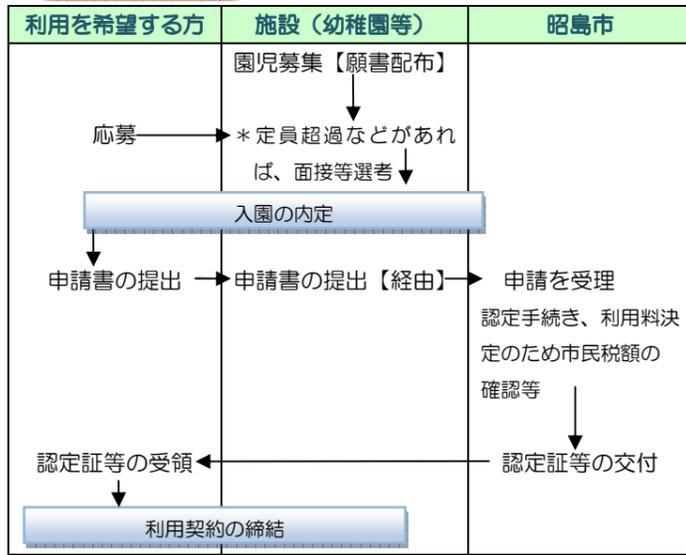


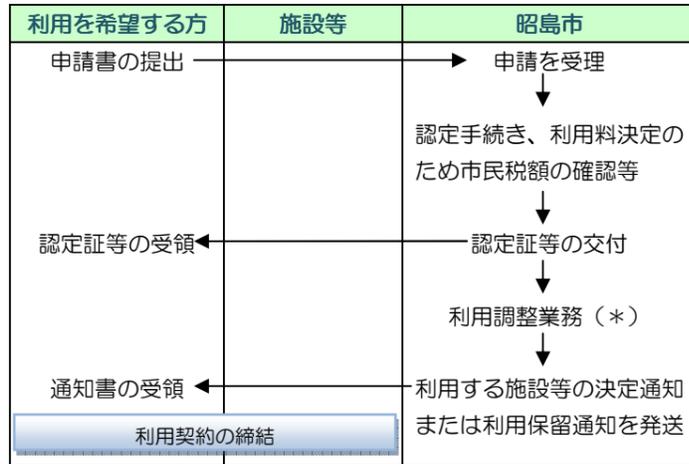
## 【4】支給認定及び利用申請手続きの流れ

### ●平成27年4月から新たに施設等を利用する場合

#### 1号認定(幼稚園)



#### 2・3号認定(保育所等)

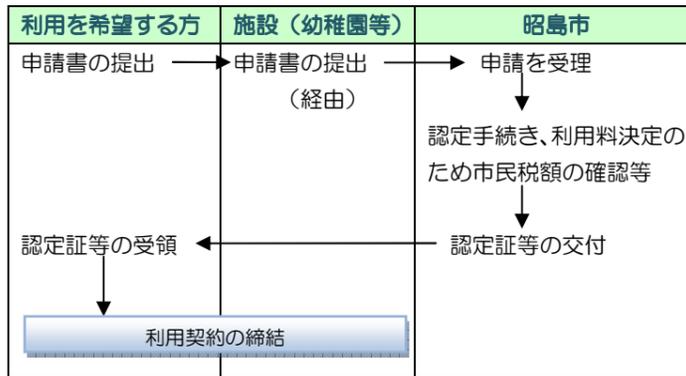


\*利用調整業務:申請書及び保育の必要性を確認する書類の内容に基づいて、申請者ごとの優先順位を選考基準により決定し、利用希望施設等へ利用決定者の振り分けを行う業務です。

### ●現在幼稚園や保育所等を利用して、平成27年度も引き続き同じ施設等を利用する場合

#### 1号認定(幼稚園)

#### 2・3号認定(保育所等)

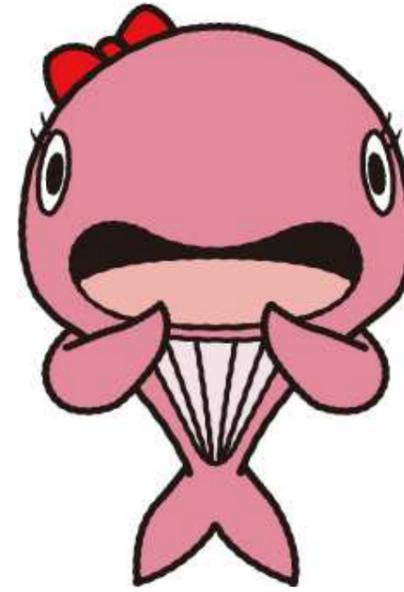


#### 各施設の入園案内配布日

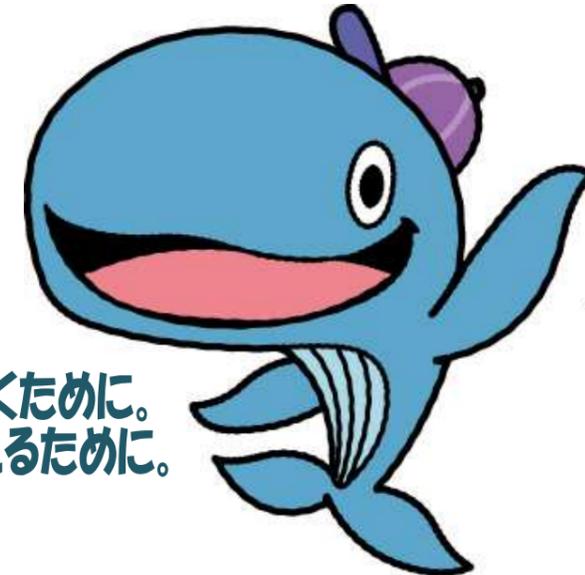
- 幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)  
10月15日～各施設にて配布
- 保育所・認定子ども園(保育所機能)  
11月1日～市役所、各保育園等
- 学童クラブ  
11月1日～市役所、各学童クラブ等

\*詳しくは、広報または市のホームページをご覧ください。

水道部ヤカ - ちかっぱー



はじまるよ!  
子ども・子育て支援  
新制度



昭島市公式キャラクター  
アッキー&アイラン

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。  
安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。

～平成27年4月からスタート～

### 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て関連3法(①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正、③関係法律の整備法)に基づいて実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指しています。

昭島市では、新制度の目的達成のため、地域ニーズを把握し、地域に応じた「子ども・子育て支援事業計画」を作り、子育て環境の充実と整備を計画的に進めていきます。

#### 【子ども・子育て支援制度の主なポイント】

- 幼児期の学校教育・保育に関する給付制度(「施設型給付」と「地域型給付」)の創設  
幼稚園、保育所、認定こども園等に、個別に行われてきた公的な財政支援は、「施設型給付」として一本化されます。また、家庭的保育事業などの「地域型給付」が新たに創設されます。
- 認定こども園制度の改善  
今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、幼児期の教育・保育の質の向上及び量の拡充を目的に、設置の促進を図ることとされています。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実  
保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、「すべての子育て家庭を対象に」地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、拡充を図ることとされています。

### ◆放課後児童クラブ(学童クラブ)◆

保護者の就労等により、放課後や夏休みなどに保護者不在で過ごす児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供するとともに、遊びや生活を通して健全育成を図ります。新制度では、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定め、質の向上を図っていきます。

職員の資格・員数	支援の単位ごとに2人以上とし、うち1名以上は有資格者とする。
集団の規模(支援の単位)	おおむね40人以下とする。
施設・設備	児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。

#### 《問合せ先》

昭島市子ども家庭部 子ども・子育て担当

住所:昭島市田中町1丁目17番1号

電話:042-544-5111 内線2157、2158

昭島市ホームページURL: <http://www.city.akishima.lg.jp/JPortal/>



昭島市子ども家庭部

## ◆幼児期の学校教育・保育に関する給付制度◆

幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくる  
幼児期の教育を行う学校  
\*一時預かり事業も行います。

現在、市内には7園の幼稚園（私立）があります。  
※新制度に移行する園のみ対象となります。

認定こども園（0～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設  
\*3歳～5歳児については、教育・保育の両方を行います。

市内に1園の認定こども園を設置（平成27年4月開設）

保育所（0～5歳）

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設  
\*3歳～5歳児については、教育・保育の両方を行います。

市内全園が新制度に移行します。  
※認定こども園への移行を検討している園があります。

幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

幼稚園での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、**利用者の皆さまへの直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組み**となっています。

地域型保育事業（0～2歳）

少人数（19人以下）で、0歳～2歳の子どもを預かる事業が新設されます。  
家庭的保育（6人以下）、小規模保育（19人以下）、事業所内保育等  
※新制度に移行する園のみ対象となります。

## ◆地域の子育て支援の充実◆

地域子育て支援拠点

身近な拠点で、子育て支援事業等の情報を提供し、子育て家庭からの相談に応じます。

利用者支援

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。

一時預かり

保護者の用事やリフレッシュ、短期のパートタイム就労などの際に、幼稚園や保育所等において一時的に子どもを預かります。

病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。

家費徴収に係る補給給付

非課税世帯等には、保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具、その他教育・保育に必要な物の購入に要する費用等を助成します。

ショートステイ・トワイライトステイ

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護および夜間養護等の事業を行います。

## ◆新制度では利用手続きが変わります！◆

幼稚園や保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた**支給認定**を受ける必要があります。

※保育所と認定こども園の利用には、全員「支給認定」が必要です。幼稚園は、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があり、今後各園が判断することになります。**新制度に移行しない幼稚園の利用にあたっては「支給認定」を受ける必要はありません。**

### 【1】支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上で保護者の未就労や不規則のパート就労など、保育を必要としない就学前の子ども	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育等）

## 【2】保育認定（2号認定・3号認定）

保育所等で保育を希望する場合の保育認定（2号認定・3号認定）については、「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。また、「保育の必要量」に応じた区分によって利用できる時間が決まります。



### ◆保育を必要とする事由◆

次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労
- 出産
- 疾病、障害
- 保護者の不存在
- 災害復旧
- 求職活動
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 就学
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他

### ◆保育の必要量に応じた区分◆

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量（提出された就労証明書等）によって更に「**保育標準時間**」または「**保育短時間**」に区分されます。なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

区分	保育の必要量	就労の下限時間
「保育標準時間」利用	フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）	月120時間
「保育短時間」利用	パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）	月64時間

### ◆利用可能な時間◆

《例》 開所時間および利用可能な教育標準時間・保育標準時間・保育短時間の設定は、利用施設により異なります。



## 就労の最低要件が変わります！

就労要件の下限が**月64時間**になります。この時間には「休憩時間」「通勤時間」を含みます。

（例）月16日以上で1日4時間以上、月12日以上で1日6時間以上の就労が必要です。

\*平成26年度中に入所している児童については、経過措置として変更前の下限時間が適用されます。

## 【3】幼稚園や保育所などの利用料金

利用料金は、所得に応じた負担を基本として、国が定める基準を上限に各施設共通の利用料を市が設定します。また、施設事業者には実費徴収、上乗せ徴収が認められています。

**支給認定された区分や保育の必要量に応じた利用区分（「教育標準時間」「保育標準時間」「保育短時間」）により設定されます。**

§ 契約・支払先は、利用する施設により異なります §

幼稚園・認定こども園・公立保育所・地域型保育の利用	利用者は施設・事業者と契約し、利用料金を施設・事業者（公立保育所は市）へ支払います。
私立保育所の利用	利用者は市と契約し、利用料金を市へ支払います。
一時預かり	利用者は施設・事業者と契約し、利用料金を施設・事業者へ支払います。 <「保育短時間」の時間外保育利用料金について>
時間外保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・  午後6時まで半額</li> <li>・  午前8時から「8時間保育」開始時刻までは園により異なります。</li> </ul>

\*利用料金については、「保育所等入所のしおり」「ホームページ」等でお知らせします。